

広報



ごじょうめ

発行所 秋田県五城目町役場 編集 秘書課 電話(018876) 代 2100番
 印刷所 潮東印刷所 電話(018876) 2430番 一部 5円
 郵便番号 018-17 毎月 1日15日発行

人口と世帯

世帯数 3,964 世帯
 人口 17,449 人
 内訳 { 男女
 8,405 人
 9,044 人

住民登録簿 (50年8月末日現在)

転入・転出の場合はかならず窓口へ届出ください。

高福祉社会とは
九月十五日は「敬老の日」である。誰でも必ず到達する老齢期に、楽しく明るく経済的な不安もなく過したいとする願いと希望みは万人共通のものである。
そのため、老人をめぐる年金制度や老人ホームの施設整備の充実など、施策の実現をめざす努力をしながら、国や県や町では高福祉社会の実現の試行錯誤をくり返しながら、老人福祉が社会福祉のすべてではないが、それでは一体福祉社会と云ふべきだと思ふ。だからこそ、高福祉社会とはどんなことを指して言うのであるうか。一口に言つて各々がそれぞれの収入を得て、幸福ないしはしわせな日常を送らなければならぬが、直接老人会を支える役割

高福祉社会は誰が支えるのか

税金の高額負担は嫌だが、俺の老後は補償しき。わかり易く言えばこんな結論が出てくる。いわゆる日本人独特の「甘えの構造」的な精神風土がよこたわっている。
ここで考えたいことは、どこまでが自分又は家族の責任で処理すべきか。住民の相互扶助の範囲で解決すべきか。それが何らかの形で支えていくには、誰がどんな役割を果す、どんな仕組みが必要なのであろうか。もちろん国が制度や財政的な裏付けで方向づけの役割を果さなければならないが、直接老人会を支える役割

公私分担の限界を

これは昭和五十年全国交通安全大会年間スローガンの中の一部ですが、町では交通事故のない明るい町造りのために交通安全協議会があり、この中で五城目地区交通安全協会五城目支部もその一役を果しておられます。支部には八部会ありそれぞれ協会の状況についての安全運動を活躍しておられます。安全運動の実績として法規講習会、映写会等実施しておりますので、是非多くの皆さんに参加くださることを望んでおります。

九月には交通安全ラリーと交通安全祈願祭等計画しておりますが無事故運動の一助となれば幸いです

ホームなどで世話ををするわけではない。となれば、その地域地域の誰かがそれを分担することになる。

補償制度と比例する財政硬直化 福祉政策はすべて国の責任で処理すべきだとする意見が圧倒的に多い。しかしながら、わが国の場合、西欧諸国との租税負担率が三〇%~三五%なのに対し、二〇%という低い負担率であるため、住民の要求により、福祉施設や機器、それに医療費の無料化等その補償制度が拡大されればされるほど、それにたずさわる職員の手当費の拡大につながり、県や町の財政硬直化につながる矛盾をかかえている。



中村部落の石井定五郎さん(68)馬場目方面の茅屋根修繕は一手に引き受けている。年金はもらえるし、体は健康ですし、仕事を持っていることは幸せです。30度越える暑さにもめげず頑張っていた。(北ノ又部落にて)



五城目地区交通安全協会
五城目支部長 鳥井市朗

△ 広報サロン

交通安全運動雑感

天災
火災
ならず災害
事前に防
止する
運動で
夏の交通安全運動も過ぎ、早や秋の運動もやってくる。季節的運動に限らず三百六十日中安全運動で、運転者にしろ歩行者にしろ寸分も気のゆるすことの出来ない交通戦争時代です。

我々は「規則を守り」「ゆずりあい」をして日々行動することにより、無事事故が残念ながらこういった事故は減らない。毎日新聞、テレビ、ラジオから事故の記事の消えることがない「急ぐほど減らす

燃料、増す危険」「しめて乗れるシートベルト」と氣のゆるみ」これは昭和五十年全国交通安全大会年間スローガンの中の一部ですが、町では交通事故のない明るい町造りのために交通安全協議会があり、この中で五城目地区交通安全協会五城目支部もその一役を果しておられます。支部には八部会ありそれぞれ協会の状況についての安全運動を活躍しておられます。安全運動の実績として法規講習会、映写会等実施しておりますので、是非多くの皆さんに参加くださることを望んでおります。

岩手県紫波町の青年と交流

去る九月六日、岩手県紫波町青年のバス一行十四名が本町を訪れた。紫波町の青年達は国内研修の一環として訪れたもので、当日午後七時から丸富旅館で本町の青年達と交流会をおこなった。

お互いの現状を報告し、問題点の意見交換をおこなった。それによると、五連青の活動の柱は「自然保護」で紫波町の青年達は「明正選挙運動」も選舉淨化条例の実現案等」であった。五連青で取り組んでいる自然保護は紫波町でも体験してみたが、これは青年会だけでは

五年ごと国と郷土を見なおす日

十月一日は国勢調査の日

今年は国勢調査の標語の一つは「五年ごと国と郷土を見なおす日」である。十年一昔というのは、変化の節々をとらえるのに丁度適当な期間であると思われる。そこで九月一日等で、大正九年以来各回の国勢調査の標語

第284号

国勢調査いまむかし

(5)

秋の交通安全運動

第三回

陶芸教室参加者

募集

第一回

陶芸教室

開催

第二回

陶芸教室

開催

第三回

陶芸教室

開催

第四回

陶芸教室

開催

第五回

陶芸教室

開催

第六回

陶芸教室

開催

第七回

陶芸教室

開催

第八回

陶芸教室

開催

第九回

陶芸教室

開催

第十回

陶芸教室

開催

第十一回

陶芸教室

開催

第十二回

陶芸教室

開催

第十三回

陶芸教室

開催

第十四回

陶芸教室

開催

第十五回

陶芸教室

開催

第十六回

陶芸教室

開催

第十七回

陶芸教室

開催

第十八回

陶芸教室

開催

第十九回

陶芸教室

開催

第二十回

陶芸教室

開催

第二十五回

農委、農政協力員合同で 経営移譲など熱心に研修

去る八月二十八日午後一時から役場第一会議室において、丹野、富樫両講師を招いて農業委員、農政協力員合同研修会をおこなつた。

当日の研修テーマは、農業者年金経営移譲の促進と、農業就業近代化対策事業の推進についてであった。紙面の都合で前者だけをと
りあげるが、経営移譲と年金の関係是非常に深いかわりあいがあるで、それを追つてみたい。

農業者年金四十六年から発足

農業者年金という制度は、昭和四十五年十月に誕生し、同四十六年一月から発足している。

・当然加入しなければならない人

大正五年一月二日

以降の人が対象

この制度も国民年金と同じで、加入とわかっている。

①大正九年一月二日以降に生まれた人。

②農地を五十アール（五反歩）以上もっている人。

③国民年金に入加入している人。

④國民年金に入加入している人の後継者となる人。

⑤農業者年金に入加入できない人。

⑥國民年金に入加入している人が対象となる人。

⑦大正五年一月二日以前に生まれている人。

⑧農業者年金に入加入できない人。

⑨國民年金に入加入している人が対象となる人。

- ①農業者老齢年金
- ②六十歳から六十五歳までの間に經營を譲つたときは、そのときから給付がはじまる。
- ③農業者老齢年金
- ④六十歳から六十五歳までの間に經營を譲つたときは、そのときから給付がはじまる。
- ⑤農業者老齢年金
- ⑥六十歳までに經營を譲つたときは、六十歳から、五十八歳で經營を譲つたからその時点で年金が支給されることはない。スタートはあくまでも六十歳になる。

◎経営移譲年金

前に述べた内容に該当し、保険料を納めた期間等が、二十年以上になる人が、自分の息子や娘にまた他人に農業經營を譲つて農業をやめた場合にももらえるのがこの農業者年金です。

新しい年金額は下記のように計算されます

経営移譲年金	60~64歳	1,760円×(保険料納付済月数)
農業者老齢年金	65歳以降	176円×(保険料納付済月数)

次の表が標準的な給付月額です

給付の種類	保険料納付済期間				
	5年	20年	25年	30年	
60~64歳の給付	17,600円	35,200円	44,000円	52,800円	
経営移譲年金	1,760	3,520	4,400	5,280	
農業者老齢年金	2,200	8,800	11,000	13,200	
65歳以降の給付					
国民年金（附加	1,000	4,000	5,000	6,000	
国民年金（定期	(15年) 17,415	(30年) 27,864	(35年) 32,508	(40年) 37,152	
計	22,375	44,184	52,908	61,632	

◎出稼ぎしても該当になる

にともない昭和五〇年一月以降

月額一六五〇円となつてある。

◎死亡一時金の額もアップされる

- ・他の者が離農したとき
- ・高齢のため年金が加入出来ない者が離農したとき
- ・高齢のため年金が加入出来ない者が離農したとき
- ・その他の者が離農したとき

農家の人が出稼ぎなどに出て、厚生年金に加入した場合、農業者年金から一時脱退することになり、その期間が年金をもらうこときめられた受給資格期間を満たさないため、年金をもらえない場合も出てくるが、このように場合も出てくるが、このように制度が改正された。

厚生年金の加入期間と、農業者年金の保険料を納めた期間と合算して、その期間が年金をもらうことが出来る期間以上であれば、もらえるよう改訂された。

- ・人が途中で脱退したり死亡した場合には、保険料の納付期間に応じた一定額の一時金を受けることになる
- ・が、これも次のように改められている。

◎離農給付額も二・二倍引きあげる

高齢等のため農業者年金に加入できない農業經營者主が離農した場合に、農業者年金基金では、離農給付金を一時金として支給してい

ます。従来は農地を他人に譲り渡す離農する場合も、このたび改正により他人に農地を貸して離農する場合も、その対象に含まれることになつた。

(注)旧保険料を納めた者については新規別保険料納付期間を考慮して、額を定めることになります

こんなときこんな年金が受けられます

国民年金では、加入者が老齢になったとき、ケガや病気のため障害者となったとき、あるいは不幸にして亡くなつたときに、本人や家族の生活を保障するため、次のような年金が用意されています。ところが、これらの年金を受けることができるにもかかわらず知らないから、気がつかなかつたり、気がつかなかつたりして請求をしていない方をときどき見かけます。

年金を受けられる要件に該当したときは、お早目に請求しましょう。

国民年金の給付（拠出制年金）一覧表

給付の種類	受けたための条件	給付の額（50.9からの額）
老齢年金	①保険料を納めた期間、免除された期間を合わせて25年以上であること。 (※年齢により10年~24年に短縮。通算老齢年金も同じ)	・10年年金 月額17,687円 ・5年年金 月額13,000円（50年9月分は11,320円） ・25年間納付したとき 月額 28,300円 (期間短縮者は優遇加算がある) ・付加年金の額 200円×付加保険料を納めた月数
通算老齢年金	②65才から支給。 ①保険料を納めた期間、免除された期間が1年以上あること ②他の年金制度の加入期間と通算した期間が25年以上あること。 又は他の年金制度から年金を受けられること。 ③65才から支給。	※保険料を納めた月数 ×800円×1,415（スライド率） (※免除された月数は3/1として計算)
障害年金	※一定の納付要件を満たしている人が障害者となったとき。 (※一定の納付要件……①最近1年間の保険料を納めていること。 ②最近3年間の保険料免除期間はあるが滞納期間がないこと等……以下同じ。)	・1級障害 月額 35,375円 ・2級障害 月額 28,300円
母子年金	一定の納付要件を満たしている妻が夫と死別して18才未満の子のいる母子世帯になったとき。	・子一人のとき 月額 28,300円 ・2人目の子に800円、3人目の子から1人につき月400円加算
準母子年金	一定の納付要件を満たしている祖母又は姉が、祖父又は父などを死別して、18才未満の孫又は弟妹のいる準母子世帯になったとき。	・母子年金と同じ
遺児年金	一定の納付要件を満たしている父が死後、18才未満の子だけが残されたとき。	・母子年金と同じ
寡婦年金	①高齢年金を受ける資格のある夫が、年金を受けずに死亡したとき。 ②60才から65才になるまで支給。	・夫が受けるべき老齢年金の半額
死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、年金を受けずに死亡したとき 遺族に支給	・納付期間により 17,000円~52,000円 ・付加保険料を3年以上納付しているときは5割加算

10月 ごみ収集日



秒の火災

予防について

「一、農桑期のため各家庭とも留守がちになると思われますが、必ず火の元を再確認してから出かけるましよう。次のこと項に十分留意され火災予防に尚一層のご協力を願いいたします。

町名	10月					
	1回	2回	3回	4回	5回	
希望ヶ丘	4	9	17	22	27	
田町	4	9	17	22	27	
広ヶ野	4	9	17	22	27	
今町	4	9	17	22	27	
御藏町	4	9	17	22	27	
小池町	4	9	17	22	27	
川原町	4	9	17	22	27	
新町	1	5	10	18	23	30
一一番町	1	5	10	18	23	30
古川町	1	5	10	18	23	30
紀久栄町	1	6	10	18	23	30
中川原町	1	6	10	18	23	30
鶴町	1	5	10	18	23	30
岩城町	1	5	10	18	23	30
栗地町	2	7	12	20	24	31
畠町	2	7	12	20	24	31
新畠町	2	7	12	20	24	31
矢場崎	2	7	12	20	24	31
仲町	3	8	16	21	25	
長町	3	8	16	21	25	
米沢町	3	8	16	21	25	
雀館	3	8	16	21	25	
昭辰町	3	8	16	21	25	
富津内	14	29				
内川	14	29				
馬場目	14	28				
大川	15	28				
面瀬	15	28				
馬	15	28				

①川等へゴミを捨てないでください。
 ②廻糞類の水切りは必ず実行してください。

- 1 廃棄物は袋、標簽のないものは収集されませんので必ずつけるようご協力下さい。
- 2 廃棄物を直接投入する際は必ず競売場へ前もって連絡してください。(電3958)
- 3 廃棄物一箇の大さはリヨン箱程度に定めておりますから守ってください。
- 4 廃棄物収集所には収集当日午前8時までに。
- 5 消却場休みの時は直撤せ付致しませんのでよろしくご協力願います。

町火災予防組合
新潟市米潟八丁
火の元に注意し
ず無火災を実現
用も次第に多く
ますが、暖房器具
方正しい取付
用方法の三点を
はほか、取付け前
らす、器具の点
を使用してください

電気器具はコンセントから外してあるか。ハローバンガスの元栓は締めておるか。

ハ乾燥機は正しい使用正しい取扱いをして、常に温度の上昇には注意を怠りません。

善意ありがとうございまーす
一金二万円 下山内 千葉
(父平代治香達返し)
一金二万円 米沢町 加藤喜
(父末吉香典返し)
・伊藤鏡之助氏は、一人暮らしの
人に水道施設を無料で取り付
てくださいました。関係者か
深く感謝しております。

生涯教育コンニャク問答(7)
「一人一学習」について
「父」の一人一学習の実践について知っています
「書」この間新聞で知ったばかりです。
「娘」わたしも新聞で
「父」今になって一人一学習を提倡している
うな印象をうけています

ぶやり込められて、いま「父」そらなんだ、二人が育を主体的に受けとめて育を育むの、あらわれている一つのあらわれた「母」色んな情報が氾濫して、かえって学ぶともいふ指舌反応を示すものでは、どうか。

生涯教育コンニャク問答 ⑦

一人一学

八月十二日 上穂口 武田富太郎
ひやむぎ 六五人分
下通口 猿田源三郎
八月十二日 南瓜 三〇個
下高崎 館岡 良三

「娘」日本人は本来学ぶことを
む国民ではないの。
「青」それはどうかな。
「父」そうね、幕末の頃には、
子屋が三万カ所もあったそう
から。日本人はかなり知り欲欲
強い国民だと思うが……

「音」必要があるて、その時ぞ時勉強することはあっても、続して何か一つじっくりやるうことは少ないね。

「父」そのじっくりがなかなかきなくてね。

「青」常に問題にしていることあるのですが、どこから手をかけて学んでいったらよいか、んなことを迷っているうち、のまま時が流してしまいます。

大川 館岡晴義
高田 晴悦 トシ
小玉直子
勝雄 節
浅野 功
大川 大
長右衛門 キミ
大川 高
高田 田
小玉直子
勝雄 節
浅野 功
大川 大
長右衛門 キミ

「青」そうね、勉強が好きで学
へ通ったのではなく、何かをか
めて学校へ行つたと、なりそ
だね。

「母」おとうさん、お二人にだ
れ、子長男、8、21
字長女、8、21
二男、8、21

「父」まったくです。あせらずに
つくり町民の学習意欲をもり
げるため助勢していくことを
社会教育の仕事で考えて、いか
ばならないと思うね。

八月十二日 上穂口 武田富太郎
ひやむぎ 六五人分
下通口 猿田源三郎
八月十二日 南瓜 三〇個
下高崎 館岡 良三

「娘」日本人は本来学ぶことを
む国民ではないの。
「青」それはどうかな。
「父」そうね、幕末の頃には、
子屋が三万カ所もあったそう
から。日本人はかなり知り欲欲
強い国民だと思うが……

「音」必要があるて、その時ぞ時勉強することはあっても、続して何か一つじっくりやるうことは少ないね。

「父」そのじっくりがなかなかきなくてね。

「青」常に問題にしていることあるのですが、どこから手をかけて学んでいったらよいか、んなことを迷っているうち、のまま時が流してしまいます。